

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「重要事項説明書」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレットをご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

契約概要のご説明

注意喚起情報のご説明

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 制度の仕組み

この保険は、全国建設労働組合総連合を保険契約者とし、全国建設労働組合総連合の組合員を被保険者(保険の補償を受けられる方)とする団体保険契約です。

(2) 商品の仕組み

この保険は、組合員が請負った工事の遂行中に生じた偶然な事故によって、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物に損害を与えた場合に法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。また、オプションとして工事終了(引渡し後)の事故も補償するPL保険特約(生産物危険補償特約)や、工事現場における不測かつ突発的な事故によって生じた物的損害を補償する建設工事保険もセットできます。

(3) 補償内容

① 保険金をお支払いする場合

パンフレットをご参照ください。

② 保険金をお支払いできない主な場合

パンフレットをご参照ください。

(4) セットされる主な特約

パンフレットでご確認ください。

(5) 保険期間(保険のご契約期間)

この保険の保険期間(保険のご契約期間)は、原則としてご契約の始期から1年間です。保険期間の途中でご加入される場合の補償期間は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。なお、ご加入日については、当該団体におけるとりまとめ日(締切日)後の所定の日となりますのでパンフレット等でご確認ください。

(6) 引受条件(ご契約金額等)

パンフレットでご確認ください。

2. 保険料

パンフレットでご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、全額を払い込む一時払になります。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 脱退時の返れい金の有無

団体契約から脱退される場合は、パンフレットに記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合がございます。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. クーリングオフ制度

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約者とするご契約はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(加入依頼書の記載上の注意事項)

① ご加入に際し、引受保険会社が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入依頼書等に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

(2) ご加入後における留意事項

① ご加入後に告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。ご通知がない場合には、変更後に生じた事故による損害については、ご契約が解除され保険金をお支払いできないことがあります。

この保険では加入依頼書等に☆印が付された次の項目がご通知いただく事項(通知事項)となりますので、ご注意ください。

② 事故が発生した場合は、すみやかにご案内に記載の連絡先までご通知ください。なお、ご通知が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

3. 保険責任の開始日時

保険責任は原則として保険期間の初日の午後4時に始まります。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

パンフレットの「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

5. 保険契約の無効・取消し

(1) ご加入者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険に加入された場合は、ご契約は無効となります。この場合は、保険料は返還しません。

(2) ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって保険に加入された場合は、ご契約の取消しをさせていただきます。この場合は、保険料は返還しません。